

監査公表第 29 号（令和 8 年 1 月 23 日、県公報第 664 号登載）  
行政監査結果に基づく措置通知（令和 6 年度）

令和 6 年度行政監査の結果に基づく措置通知の公表文について

監査公表第 29 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した「県が保有する個人情報の取扱いを伴う行政サービス事務の業務委託について」の行政監査の結果（令和 7 年 3 月 24 日 6 監総第 1395 号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 8 年 1 月 23 日

福岡県監査委員	塩	川	正	一
同	世	利	洋	介
同	森		行	一
同	渡	辺	美	穂

7行経第3658号  
令和7年12月18日

福岡県監査委員 塩川正一殿  
同 世利洋介殿  
同 森行一殿  
同 渡辺美穂殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和7年3月24日6監総第1395号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
財産活用課	各所属に対し、書面による再委託の承認手続の意義と重要性について周知徹底されたい。	書面による再委託の承認手続を始めたこととした契約事務の不適正事案についての注意喚起の文書を行コミのインフォメーションに投稿し毎朝更新している。 令和7年6月18日付で発出した通知において、書面による再委託の承認について改めて周知し、確認項目や手続きについて具体的に示すとともに、今年度の委託契約事務について不備がないか再確認を指示した。
	今回の調査結果を真摯に受け止め、通知に沿った対応が行われていない原因を分析し、対策を講じていくことが求められる。まずは、各所属において通知がどのように周知され、実	令和7年6月18日付で発出した通知において、各所属に対し、今年度に契約した委託契約について、適正な手続きとなっているかを自己点検するよう指示し、その結果、適切な業務委託

<p>財産活用課</p>	<p>際の事務処理に反映されているかを定期的に確認・報告させ、その結果を踏まえた適切な指導を行うなど通知の実効性を確保するための方策を検討されたい。</p>	<p>契約書を使用していないことが判明した場合は、変更契約を行うよう変更契約書の書式を示した。</p> <p>また、従前の契約書の複製使用による契約内容の不備を防ぐため、適正な契約事務の執行について、翌年度の契約事務手続きを始める前（2月下旬頃）に、最新の契約書及び再委託手続きに係る参考様式等を加えた注意喚起文書を発出することとした。</p> <p>併せて、今後、財務会計事務研修資料に同様の内容を反映させ、研修の実施を通じて適切な事務処理が継続的に行われるよう周知徹底を図っていく。</p>
<p>県民情報広報課</p>	<p>各所属に対し、特定個人情報等を取り扱う業務委託に関しては、原則実地調査を行うよう通知していることの意義及び重要性について改めて周知するとともに、各所属における実地調査の実態の把握に努め、実地調査が行えない事情が生じた場合の対応策を具体的に示すなど、各所属に対する指導を強化されたい。</p> <p>各所属に対し、委託先による再委託先の監督とチェックリ</p>	<p>令和7年6月16日付けで発出した通知（以下「新通知」という。）において、実地調査の意義等について改めて周知するとともに、実地調査の方法、確認項目及び代替措置を具体的に示し、実地調査を適切に行うよう指示した。また、実地調査に係る実施状況等を把握するため、各所属に対する調査を実施している。</p> <p>なお、個人情報保護担当者研修等の職員研修資料に同様の内容を反映させ、研修の実施を通じ、適切な事務処理が継続的に行われるよう周知徹底を図っていく。</p> <p>新通知において、再委託する際には、委託先が再委託先に対</p>

<p>県民情報広報課</p>	<p>ストによる確認の徹底を指導されたい。</p>	<p>しチェックリスト等による確認を行う必要があることを改めて周知するとともに、再委託先から委託先に提出されたチェックリスト等を、県に提出することとし、再委託先に対する監督を適切に行うよう指示した。</p> <p>なお、職員研修資料に同様の内容を反映させ、研修の実施を通じ、適切な事務処理が継続的に行われるよう周知徹底を図っていく。</p>
	<p>各所属に対し、秘匿性の高い保有個人情報を取り扱う再委託先に対しては、実地調査を基本とし、県自らが再委託先の安全管理措置の確認を行うよう指導を徹底されたい。</p>	<p>新通知において、秘匿性の高い保有個人情報を再委託先で取り扱う場合は、原則実地調査を県又は委託先が行うよう改めて周知するとともに、委託先が実地調査を行った場合は、県に書面にて報告させるよう指示した。</p> <p>なお、職員研修資料に同様の内容を反映させ、研修の実施を通じ、適切な事務処理が継続的に行われるよう周知徹底を図っていく。</p>
	<p>所属長に対し、保有個人情報を取り扱う業務を委託する場合、休日夜間を問わず双方で常に連絡を取り合える体制を整備するよう明確に通知するなど、さらに実効性のある緊急連絡体制の整備に努められたい。</p>	<p>令和7年4月1日付けで発出した関係4課長連名による適切な情報管理の徹底に係る注意喚起の通知及び新通知において、委託先で漏えい等事案が発生した場合に、休日夜間を問わず、直ちに県への報告が行われるような連絡体制の整備を指示した。</p> <p>なお、職員研修資料に同様の内容を反映させ、研修の実施を通じ、適切な事務処理が継続的</p>

<p>県民情報広報課</p>		<p>に行われるよう周知徹底を図っていく。</p>
	<p>今回の調査結果を真摯に受け止め、通知に沿った対応が行われていない原因を分析し、対策を講じていくことが求められる。まずは、各所属において通知がどのように周知され、実際の事務処理に反映されているかを定期的に確認・報告させ、その結果を踏まえた適切な指導を行うなど通知の実効性を確保するための方策を検討されたい。</p>	<p>新通知において、保有個人情報の取扱いを伴う業務委託の、契約書に添付する保有個人情報特記事項やチェックリストの最新性、実地調査の実施状況等、通知に基づく事務処理の実施状況について、確認及び報告を求めており、適切に行われていない所属には改善指導を行うこととしている。</p> <p>また、その結果から、適切な事務処理が行われない制度上又は運用上の問題が見受けられれば、その原因を分析し、必要な対策を検討していく。</p>
	<p>「知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程」第 23 条に基づき、定期及び随時に行っている当該監査についても、今回の調査結果を踏まえ、特に不備が多かった項目を監査項目に反映するなど、その充実に努めることが求められる。</p>	<p>今年度の監査の監査項目に、委託先の監督に関する内容を反映した上で実施することとしている。</p> <p>従来から、監査項目や監査対象所属の選定については、適宜、見直しており、今後も監査の充実に努めていく。</p>